

葛巻町農業委員会 第37回総会議事録

1 日 時 令和3年7月20日(火) 午前10時00分から午前10時40分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第4号 農地の現状変更届の受理について
- 報告第5号 農地の一時的現状変更届の受理について

4 出席委員

- ① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆
- ④ 藤 岡 俊 策 ⑤ 川 崎 美由起 ⑥ 久 保 淳
- ⑨ 南 坂 スガ子

5 欠席委員

- ⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子

6 議事録署名委員

- ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

7 書記(農業委員会事務局)

- 松 浦 利 明 (事務局長) 松 尾 さゆり (主 幹)

事務局長 お疲れ様でございます。
本日は、総会終了後に農地パトロールを予定しておりますが、本年度、遊休農地の判定区分や追加の確認事項など大幅な制度改正が生じております。出発前に改正点について担当より説明がありますが、全員が内容を理解した上でパトロールに臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
それでは、ただいまから、葛巻町農業委員会第37回総会を進めさせていただきます。
はじめに、深澤会長からあいさつを頂戴した後、引き続き総会の議事を進めていただきますと思います。それでは会長、よろしくお願いいたします。

【あいさつ】

会長 暑い中、出席していただきまして大変ありがとうございます。
畜産農家の皆さんは、二番草収穫時期で忙しい時期だと思いますが、ありがとうございます。
本日この20名とは最後の総会になります。
今回退任される藤岡委員さん、南坂委員さん、そして高家推進委員さん、今待推進委員さん、3年間ありがとうございました。
今、松浦事務局長から話がありましたけど、総会が終わりまして農地パトロールが予定しております。
丸一日ということで皆さんにご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

【開会】

議長 それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第37回総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名中7名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
なお、7番落宰委員と8番星野委員から欠席の申し出がありましたので報告いたします。
本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

《日程第1》

議長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、5番川崎委員、6番久保委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と松尾主幹を指名いたします。

《日程第2》

議長 次に、日程第2「会期の決定」を行います。
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第3》

議長 次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。
主幹 はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
6月24日 (木)	地域農業マスタープラン実践塾 (第1回) (盛岡市 教育会館)	松尾主幹
6月30日 (水)	第1回地域農業マスタープランの実践に係る地方推進会議 (盛岡市 合同庁舎)	松尾主幹
6月30日 (水)	岩手県農業会議定時社員総会 (盛岡市 産業会館)	松尾主幹
7月2日 (金)	葛巻町議会7月定例会議 (役場 議場)	深澤会長 松浦事務局長
7月5日 (月)	葛巻町議会7月定例会議 (役場 議場)	深澤会長 松浦事務局長
7月6日 (火)	葛巻町議会7月定例会議 (役場 議場)	松浦事務局長
7月9日 (金)	葛巻町議会7月定例会議 (役場 議場)	深澤会長 松浦事務局長
7月13日 (火)	農振定期見直し現地検討会 (役場 第4会議室)	松尾主幹 吉田係長
7月14日 (水)	現地確認調査 (町 内)	門場職務代理 川崎委員 松浦事務局長
7月15日 (木)	葛巻町66周年記念式典 (葛巻町 社会体育館)	農業委員 (9名) 松浦事務局長 松尾主幹 吉田係長
7月16日 (金)	岩手県農業公社との農用地賃貸借契約締結 (役場 農業委員会)	松尾主幹 吉田係長 八重樫事務員

議 長 　ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 　ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第4》

議 長 　次に日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

議 長 幹

【主幹 挙手】

松尾主幹。
 議案書は1ページから2ページまでをご覧ください。
 今月の農地法第3条の案件は3件です。
 1件目の譲渡人は、●●地区の●●●●●さんの成年後見人●●●●●さんで、●●第●●地割から●●第●●地割までの畑7筆25,514㎡を同地区の●●●●●さんへ有償移転するものです。
 申請地の位置図は7ページと8ページをご覧ください。
 調査書は3ページをご覧ください。
 今まで、農地を借り受け耕作していた●●●●●さんに、売り渡すこととなりますが、引き続き農地として利用されることから、特に問題ないものと思われます。
 次に2件目ですが、●●●●●の●●●●●さん所有の●●字●●●の畑1筆130㎡を●●●の●●●●●さんへ無償移転するものです。
 申請地の位置図は14ページをご覧ください。
 調査書は、10ページをご覧ください。
 今後も●●●●●さんが農地として利用していくことから、特に問題ないものと思われます。
 次に3件目ですが、●●●●●の●●●●●さん所有の●●字●●●の田1筆646㎡を●●●の●●●●●さんへ無償移転するものです。
 申請地の位置図は20ページをご覧ください。
 調査書は、16ページをご覧ください。
 今後も地域の担い手である●●●●●さんが農地として利用していくことから、特に問題ないものと思われます。
 なお、地区担当の端坂推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を2番門場会長職務代理人にお願いします。

議 長 2番

【2番 門場会長職務代理人 挙手】

門場会長職務代理人。
 現地確認結果を報告します。
 1番の土地は、いずれも牧草地として利用されておりました。
 2番の土地は、家庭菜園として利用されておりました。
 3番の土地は、大豆が作付けされておりました。
 1番から3番までの土地は、いずれも所有権を移転しても、土地利用上の問題はな
 いものと思われます。
 よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないもの
 と判断いたしました。
 以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長

【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。
 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めること
 について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

議 長

【挙手全員】

挙手全員です。
 よって議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求め

ることについて」を原案のとおり承認することに決定いたします。

《日程第 5》

議長 長 次に日程第 5「議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 長 松尾主幹。

議案書は 22 ページをご覧ください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件です。

1 件目●●地区の●●●●●さん所有の農地●●第●●地割字●●の畑 1 筆 7,196㎡のうち、4,188㎡と 2 件目●●●市の●●●●●さん所有の農地●●第●●地割字●●の畑 1 筆 346㎡を、●●●●●●●●●●が砂利採取のため、一時転用するものです。

申請地の位置につきましては 29 ページをご覧ください。

●●●さんと●●●さんの農地は隣接している農地となります。

23 ページと 25 ページをご覧ください。

それぞれの調査書に記載しているとおり、農地転用許可基準からみた意見と理由について、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

なお、地区担当の今待推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を 5 番川崎委員にお願いします。

【5 番 川崎委員 挙手】

議長 長 川崎委員。

現地確認結果を報告します。

1 番の土地と 2 番の土地は隣接しており、いずれも牧草地として利用されておりました。

周辺の状況からみても、砂利採取のために一時転用しても、土地利用上の影響はないものと思われました。

よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。

以上です。

議長 長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 長 挙手全員です。

よって、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第 6》

議長 次に日程第 6「議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は 34 ページをご覧ください。

携帯電話無線基地局建設に伴う作業場及び資材置き場のため、令和 2 年 7 月 15 日付で一時転用許可を受けた●●●●●●●●●●●●●●●●からの事業計画変更申請となります。

本来であれば、令和 3 年 3 月 31 日で事業完了する予定でしたが、新型コロナウイルス蔓延による、物品の確保や稼働時間困難などの理由で事業が遅延しているため、工期を令和 4 年 3 月 31 日まで延長しようとするものです。

申請地の位置につきましては 37 ページをご覧ください。

意見書につきましては、35 ページをご覧ください。

許可後の計画変更承認基準からみた意見につきましては、6 番の期間延長により目的が達成できると認められることから、事業計画変更については許可相当と認められるものです。

なお、地区担当の外山推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を 2 番門場会長職務代理人にお願いします。

【2 番 門場会長職務代理人 挙手】

議長 門場会長職務代理人。

2 番 現地確認結果を報告します。

申請のあった土地は、資材置場等には利用されておらず、牧草地のままでありました。よって、転用期間の延長による事業計画の変更については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申

請について」は原案のとおり、許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第 7》

議長 長 次に日程第 7 「議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 長 松尾主幹。

主幹 議案書は38ページから39ページをご覧ください。

「利用権貸借分」について、ご説明いたします。

1 番は、●●地区の●●●●さん所有の畑 1 筆 973㎡を●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

2 番は、●●地区の●●●●さん所有の田 5 筆合計面積 2,609㎡を、●●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

3 番は、●●地区の亡き●●●●さん相続人代表●●●●さん名義の田 1 筆 901㎡を●●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

4 番は、●●地区の●●●●さん名義の田 3 筆合計 1,902㎡を●●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

すべて、再設定の案件となります。

面積、利用目的、賃借料等については、記載のとおりです。

以上でございます。

議長 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 長 挙手全員です。

よって議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第 8》

議長 長 次に日程第 8 「議案第 5 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 長 松尾主幹。

主幹 議案書は40ページからご覧ください。

この案件は、●●第●地割字●●●の畑 1 筆455㎡で、所有者は●●●地区の●●●●●●さんです。

農地以外の目的に供されるに至った事由は、昭和57年に父である亡き●●●●●さんが、一般住宅として新築する際に、農地転用許可申請を行わずに住宅を建築したものです。

申請地の位置につきましては42ページをご覧ください。

現在も、その住宅に居住していることから、今後、農地として使用されることはないものと思われま

す。なお、地区担当の高家推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上になります。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を5番川崎委員にお願いします。

【5番 川崎委員 挙手】

議長 川崎委員。

5番 現地確認の結果を報告します。

この土地には、住宅が建設されており、農地として利用することは困難であると判断いたしました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって、議案第5号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

《日程第9》

議長 次に日程第9「報告第1号 農地法第3条第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は43ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を2件、受理しましたので、ご報告いたします。

相続登記が完了したことにより取得したものです。

地目、面積等は記載のとおりです。

なお、受理通知書につきましては、7月14日に送らせていただいております。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第11》

議長 次に日程第11「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は45ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書を1件受理しましたので、ご報告いたします。

今回の案件は、農業委員会を通して賃貸借していた農地でしたが、その農地を売買するための合意解約となります。

農地の所在は、●●第●●地割字●●●●●の畑4筆9,580㎡です。

解約成立日は、令和3年7月9日となります。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を5番川崎委員にお願いします。

【5番 川崎委員 挙手】

議長 川崎委員。

5番 現地確認結果を報告します。

この案件は、借入人の都合により、賃貸借を解約したものであります。

いずれの土地も牧草地として利用されておりました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第12》

議長 次に日程第12「報告第4号 農地の現状変更届の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は46ページをご覧ください。

農地の現状変更届を2件受理しましたので、ご報告いたします。

届出者は、●●地区の●●●●●さんと、●●●●●の●●●●●さんです。

届出人2人の農地は隣接しており、段差が激しく作業効率が悪いいため、盛土をし段

差をなくすることで、作業効率を上げるための現状変更となります。農地の位置につきましては49ページをご覧ください。

盛土する土は、現在、役場新庁舎建築工事で出た残土を使用することとしております。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を2番門場会長職務代理人にお願いします。

【2番 門場会長職務代理人 挙手】

議長 門場会長職務代理人。

2番 現地確認結果を報告します。

2件の農地は隣接し、周辺の農地より一段低くなっており、耕作はされていない状況でありました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

《日程第13》

議長 次に日程第13「報告第5号 農地の一時的現状変更届の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は51ページをご覧ください。

農地の一時的現状変更届を受理しましたので、ご報告いたします。

届出者は、●●●●●●●●●●が、●●●●●●●●●●地区ほか河川災害復旧工事のため、●●●地区の●●●●さん所有の農地に搬入道路等として鉄板敷きをするものです。農地の位置につきましては53ページをご覧ください。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を5番川崎委員にお願いします。

【5番 川崎委員 挙手】

議長 川崎委員。

5番 現地確認結果を報告します。

国道●●●号から●●●の災害復旧工事の現場まで鉄板が敷かれ、搬入道路として利用されておりました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第5号を終了いたします。

議長 以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第37回総会を閉会
いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、
ここに署名する。

令和3年8月26日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____